

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年12月22日現在

Table with columns: 福島県, 出荷制限, 摂取制限. It lists various agricultural products (野食類, 穀類, 水産物, 肉) and their respective shipping and consumption restrictions based on Fukushima's disaster zones.

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年12月22日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 階上町 |
| | | 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | セリ(野生のものに限る。) | 奥州市 |
| 水産物 | ワラビ(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 肉 | イワナ(養殖を除く。) | 砂鉄川(支流を含む。) |
| | 牛の肉 [※] | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 |
| | タケノコ | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) |
| | クサソテツ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大崎市 |
| | コシアブラ | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ゼンマイ | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 気仙沼市、栗原市、大崎市 |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。))及び松川(支流を含む。))、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))ただし、白幡堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。))ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。))及び同県内の北上川(支流を含む。)) |
| 肉 | 牛の肉 [※] | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) |
| | タケノコ | 茨城町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町 |
| 水産物 | アメリカナマス(養殖を除く。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| | ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| 肉 | イノシシの肉 | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
| | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年12月22日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|--|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、 真岡市 、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | サンショウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| 肉 | タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| | クワ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | 牛肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカ肉 | 全域 |

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)&び薄根川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリ肉 | 全域 |

| 埼玉県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |

| 千葉県 | | 出荷制限 |
|-----|--------------|--|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)&びび手賀川(支流を含む。) |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)&ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦及び与田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

| 新潟県 | | 出荷制限 |
|-----|------|-------------------|
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |

| 山梨県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |

| 長野県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。) |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村 |

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-----------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

| 福島県 | 出荷制限 |
|--|--|
| クサソテツ(こごみ) | H23.8.9～：福島市、桑折町 H24.8.1～：福島市、伊達市、鹿島町、三春町 H24.8.2～：川根町 H24.8.7～：田村市、古殿町 H24.8.10～：二本松市、大玉村 H25.8.30～：郡山市 H25.8.14～：須賀川市、高橋村 H27.8.18～：広野町 |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H28.6.24～：会津美津子町 H27.8.30～：南相馬市 |
| コンアブラ | H24.8.2～：福島市、二本松市 H24.8.7～：郡山市、白河市、喜多方市、会津美津子町、福島市、桑折町 H24.8.10～：伊達市、鹿島町、矢野町、郡山町、下郷町、大玉村、磐梯町、鮎川町 H24.8.14～：須賀川市、いわき市、川根町、石川町、天栄町 H24.8.17～：桑折町、渡喜代町 H25.8.7～：柳井町、北塩原村 H25.8.16～：須賀川市、喜多川町、谷田町、南会津町、新郷町、基崎町 H25.8.19～：福島市、須賀川市、古殿町、南会津町、新郷町、基崎町 H25.8.20～：三島町、川内村 H25.8.22～：湯川町、広野町 H25.8.28～：本宮市、田村市、小野町、矢野町、会津坂下町、玉川町、平田町、中島町 H25.8.29～：三春町 H25.8.3～：会津磐梯町、磯石町 H25.8.8～：会山村 H25.8.10～：鮎川町 |
| コンアブラ (野生のものに限る。) | H28.4.28～：南会津町 H28.8.8～：只見町 |
| ゼンマイ | H24.8.2～：いわき市、二本松市 H24.8.10～：福島市 H24.8.24～：川根町 H24.8.14～：須賀川市、高橋村 H24.8.18～：須賀川市 H25.8.20～：川内村 H25.8.10～：郡山市 H27.8.11～：田村市 |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | H28.8.14～：広野町、大玉村 |
| ウワ(ミソ) | H28.8.24～：須賀川市、鹿島町 |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H24.8.1～：いわき市、福島市、伊達市、桑折町 H24.8.2～：福島市 H24.8.7～：郡山市、白河市、須賀川市 H24.8.10～：大玉村、磐梯町 H24.8.14～：川根町 H25.8.28～：南相馬市 H25.8.14～：広野町、鮎川町、高橋村 H25.8.18～：二本松市、古殿町、基崎町 H25.8.20～：川内村 H25.8.28～：本宮市、須賀川市 H25.8.30～：須賀代町 H27.8.29～：高橋村 H28.8.19～：桑折町、磐梯町 H28.8.18～：天栄町 |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H24.8.2～：福島市、川根町、田村市、福島市、広野町 H24.8.18～：伊達市、桑折町、鹿島町 H24.8.11～：須賀川市、高橋村 H27.8.29～：須賀川市 H28.1.20～：本宮市 H28.8.10～：いわき市、伊達市 H28.8.17～：川根町 |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H24.8.17～H27.8.18一部解除：喜多方市（発せられるワラビは出荷制限の対象から除く。） H24.8.17～H28.8.24一部解除：福島市（発せられるワラビは出荷制限の対象から除く。） H28.4.28～：南相馬市 H28.8.11～：湯川町 H28.8.20～：須賀川市 H28.8.14～：須賀川市 H28.8.14～：二本松市 H28.8.14～：広野町 |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H23.6.2～H25.10.21解除：福島市、伊達市、桑折町 H28.8.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助数、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七島、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字張川、原町区高倉字築山、原町区片倉字行津及び原町区大玉字和田畑の区域を除く。） |
| クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。) | H23.6.6～H27.8.19解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助数、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七島、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字張川、原町区高倉字築山、原町区片倉字行津及び原町区大玉字和田畑の区域を除く。） H24.8.8～H25.10.21解除：伊達市 H24.8.8～H24.11.11解除：相馬市 |
| ユズ | H28.8.29～：福島市、南相馬市 H28.10.14～：伊達市 H24.1.10～H27.1.29解除：いわき市 H23.3.21～H29.3.17解除：桑折町 |
| クリ | H23.9.20～：伊達市、南相馬市 H24.9.20～H25.12.30解除：二本松市 H24.10.12～H25.11.17解除：いわき市 H23.12.9～H26.11.17解除：相馬市 |
| キウイフルーツ | H29.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助数、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七島、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字張川、原町区高倉字築山、原町区片倉字行津及び原町区大玉字和田畑の区域を除く。） H23.12.8～H25.12.25解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助数、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字七島、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字張川、原町区高倉字築山、原町区片倉字行津及び原町区大玉字和田畑の区域を除く。） |
| 小豆 | H25.1.4～H26.3.13一部解除：福島市（旧大笠生村の区域に限る。）、南相馬市（旧石神村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| 大豆 | H24.11.15～H25.11.7一部解除：南相馬市（旧石神村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| | H24.12.25～H26.3.13一部解除：須賀川市（旧島沼町の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| | H25.1.4～H26.3.13一部解除：郡山市（旧高野村の区域に限る。） ～H26.10.7解除 |
| | H25.1.4～H26.3.13一部解除：二本松市（旧小浜町及び旧浪川町の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| | H25.1.4～H26.3.13一部解除：桑折町（旧伊達崎町の区域に限る。） ～H26.10.7解除 |
| | H25.2.18～H25.7.10一部解除：福島市（旧立子山村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| | H25.3.5～H25.7.10一部解除：福島市（旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| | H25.3.25～H25.7.10一部解除：福島市（旧窪塚村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| | H25.1.4～H26.3.13一部解除：伊達市（旧壇木村及び旧高野村の区域に限る。） ～H26.10.7解除 |
| | H25.1.4～H26.3.13一部解除：福島市（旧野田村及び旧平野村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 |
| H25.1.4～H26.3.13一部解除：本宮市（旧和木沢村（白沢村）の区域に限る。） ～H28.2.25解除 | |
| H25.12.18～H27.8.29一部解除：南相馬市（旧太田村の区域に限る。） ～H27.10.23解除 | |
| H26.12.17～H27.8.29一部解除：本宮市（旧白岩村に限る。） ～H28.2.25解除 | |
| H26.12.17～H28.3.25解除：大玉村（旧大山村に限る。） | |
| 熟米（平成23年度） | H28.11.17～：福島市（旧小園町の区域に限る。） H28.11.29～：伊達市（旧小園町及び旧月輪町の区域に限る。） H29.12.8～：福島市（旧福島市の区域に限る。） H29.12.8～：二本松市（旧須賀川村の区域に限る。） H28.12.19～：伊達市（旧須賀川町及び旧宮成村の区域に限る。） H28.12.19～：伊達市（旧須賀川町の区域に限る。） H24.1.4～：伊達市（旧壇木村の区域に限る。） |

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成28年12月22日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|-----------------|--|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：十和田市、陣上町(ナラタケを除く。) |
| | | H24.10.28～H27.11.20解除：十和田市(ナラタケに限る。) |
| | | H24.10.30～：青森市(ナラタケを除く。) |
| 水産物 | マダラ | H24.10.30～H27.11.20解除：青森市(ナラタケに限る。) |
| | | H24.10.30～H27.11.20解除：青森市(ナラタケに限る。) |
| | | H24.10.30～H27.11.20解除：青森市(ナラタケに限る。) |
| 青森県産付産物 | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と青森県産付産物の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| | | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と青森県産付産物の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| | | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と青森県産付産物の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| タケノコ | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.31～：一関市、奥州市 |
| | | H24.8.30～：奥州市(下野の地域を除く。) |
| | | H24.8.30～H27.11.20解除：奥州市(下野の地域を除く。) |
| 原木シイタケ(露地栽培) | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.2～：一関市、奥州市 |
| | | H24.8.18～H27.11.20解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) |
| | | H24.8.20～H27.11.20解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) |
| 原木シイタケ(露地栽培) | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.25～：奥州市 |
| | | H24.8.25～H27.11.20解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) |
| | | H24.8.27～H27.11.20解除：奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) |
| 原木ナマコ(露地栽培) | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.10～：大船渡市、盛岡市 |
| | | H24.10.23～：奥州市 |
| | | H24.11.2～：一関市、奥州市 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| コシアブラ | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| ゼンマイ | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| ワラビ(野生のものに限る。) | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| | | H24.10.11～：一関市、奥州市 |
| 雑穀 | 大豆 | H24.5.14～H25.2.4一部解除：一関市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.5.14～H25.2.4一部解除：一関市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.5.14～H25.2.4一部解除：一関市(田舎清水村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | H24.11.13～H26.6.11解除：盛岡市(田舎清水村の区域に限る。)、一関市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.30～H26.6.11解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.10.25～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| ウグイ | ウグイ | H24.5.2～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | H24.5.2～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | H24.5.2～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 肉 | 牛肉 | H24.8.3～H27.11.20解除：岩手県(岩手県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と岩手県産付産物の正東の線及び岩手県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| | | H24.8.3～H27.11.20解除：岩手県(岩手県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と岩手県産付産物の正東の線及び岩手県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| | | H24.8.3～H27.11.20解除：岩手県(岩手県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と岩手県産付産物の正東の線及び岩手県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| 宮城県 | タケノコ | H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 |
| | | H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 |
| | | H24.5.1～H27.4.24解除：白石市 |
| 原木シイタケ(露地栽培) | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.5.1～H26.6.17解除：丸森町(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.5.1～H26.6.17解除：丸森町(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.5.1～H26.6.17解除：丸森町(田舎清水村の区域に限る。) |
| 野果類 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.7～H27.11.20解除：大崎市(前三木太町の区域に限る。) |
| | | H24.8.7～H27.11.20解除：大崎市(前三木太町の区域に限る。) |
| | | H24.8.7～H27.11.20解除：大崎市(前三木太町の区域に限る。) |
| タケノコ | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| コシアブラ | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| ゼンマイ | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| ヤマドリ肉 | 肉 | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| 雑穀 | 大豆 | H24.5.14～H25.3.15一部解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.5.14～H25.3.15一部解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.5.14～H25.3.15一部解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| 穀類 | ソバ | H24.11.13～H26.6.11解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.13～H26.6.11解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.13～H26.6.11解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| 水産物 | マダラ | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| イワナ(養殖を除く。) | イワナ(養殖を除く。) | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| | | H24.11.6～H27.11.20解除：奥州市(田舎清水村の区域に限る。) |
| ウグイ | ウグイ | H24.5.2～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | H24.5.2～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | | H24.5.2～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城県福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 肉 | 牛肉 | H24.8.3～H27.11.20解除：岩手県(岩手県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と岩手県産付産物の正東の線及び岩手県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| | | H24.8.3～H27.11.20解除：岩手県(岩手県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と岩手県産付産物の正東の線及び岩手県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |
| | | H24.8.3～H27.11.20解除：岩手県(岩手県産付産物(馬山峠山頂上から正東の線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町町域峠山頂上から正東の線、最大高潮時海岸線と岩手県産付産物の正東の線及び岩手県最大高潮時海岸線で囲まれた海域) |

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成28年12月22日現在

| 福井県 | | 出荷制限 | |
|-----|-------------------------|---|---|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.6.10～H25.1.23解除：福井県内の濃良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.20～H25.12.17解除：福井県内の濃良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除：福井県内の濃良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) | |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.3.7～H24.9.28解除：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.6.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.2～H23.8.25一部解除：全県(県の定めによる出荷・搬送方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | インシシの肉 シカの肉 | H23.12.2～H24.12.3一部解除：全県(県の定めによる出荷・搬送方針に基づき管理されるインシシの肉を除く。) H23.12.2～：全県 | |
| その他 | 茶 | H23.7.8～H24.6.1解除：福井県 H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除：奥守市 | |
| 岐阜県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除：全県 | |
| | オシロイ | H23.3.21～4.8解除：全県 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.25～：関市、高穂町、関市村 H24.10.10～：高山市 H24.10.18～：安中町 H24.10.23～：高穂町 H24.11.13～：みなかみ町 H24.4.27～：養護用のうち高島郡から高宮電力株式会社久保所管養護川取水施設までの区間(支流を含む。) | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27～H24.11.9解除：清見川(支流を含む。) H24.4.27～H25.1.16解除：奥守川(支流を含む。)、及び横ノ木川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.2～H24.11.9解除：養護用のうち高島郡から高宮電力株式会社久保所管養護川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.2～H24.11.9解除：高川のうち川田橋の上流(支流を含む。) | |
| 肉 | インシシの肉 | H23.8.2～H24.12.3一部解除：全県(県の定めによる出荷・搬送方針に基づき管理される牛を除く。) | |
| | クマの肉 シカの肉 ヤマドリ(肉) | H24.10.10～：全県 H24.1.14～：全県 H25.1.23～：全県 | |
| その他 | 茶 | H23.6.30～H24.5.28解除：福井市 H23.6.30～H25.6.7解除：津川市 | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：熊岡町、曾根町 H24.10.23～：上巻が町 H24.11.5～：鳩山町 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 | |
| | レンゲタケ、マンゴサイ、ヤンペ、バセリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| | セルリー | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| 水産物 | タケノコ | H24.4.2～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.2～H25.1.16解除：市原市、木更津市 H24.4.5～H24.9.21解除：狭山市 H24.4.11～H27.1.22解除：船橋市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町 | |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | H23.10.11～：鴨子市 H24.10.11～H24.10.14一部解除：鴨子市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～：鎌倉市 H23.12.22～H24.10.14一部解除：鎌倉市 H24.8.28～H24.1.25一部解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千代市、八千代市 | |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | H24.8.18～H24.8.19一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H24.8.19一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H24.8.19一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H24.8.19一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) | |
| | コンブナ | H24.7.19～：千葉県及び千葉県に隣接する阿用(支流を含む。)、千葉県(支流を含む。) | |
| | コイ | H23.7.2～：千葉県及び千葉県に隣接する阿用(支流を含む。)、千葉県(支流を含む。) | |
| | ウグイ | H23.11.2～：千葉県内の牧野川のうち大淵の下流(支流を含む。)、ただし、沼津橋水門及び印旛水門の上流、阿用川水門一橋水門の下流、八千代、寺田原及び北郷川を除く。) | |
| | 肉 | インシシの肉 | H24.11.8～H24.11.9一部解除：全県(県の定めによる出荷・搬送方針に基づき管理されるインシシの肉を除く。) |
| | その他 | 茶 | H23.6.2～8.7解除：大原白草町 H23.7.4～H24.5.21解除：鎌倉市 H23.6.2～H24.5.25解除：八潮市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除：成田市 |
| | | 特産川魚 | 出荷制限 |
| | | 肉 | クマの肉 |
| 山梨県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：富士宮町、富士河口湖町、穂沢村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.20～：飯綱町、御代田町 H24.10.11～：小海町、飯綱町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、飯綱町(マツタケに限る。) H24.10.11～：飯綱町(マツタケを除く。) H24.10.11～：小海町(マツタケに限る。) H24.10.11～：小海町(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20解除：小海町(マツタケに限る。) | |
| | コシアブラ | H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鍋町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町 | |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～：御代田町、小山町 H25.10.3～：富士宮町、富士市 H26.10.7～：飯綱町 | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成28年12月22日現在

| 福島県 | 摂取制限 |
|---|---|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) |
| | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 |
| | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：棚倉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) |
| | H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～ 下記の地域以外 |
| | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榎枝岐村 |
| | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：棚倉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) |
| | H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) |
| | アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) |
| H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村) | |
| H23.3.23～5.4解除：いわき市 | |
| H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | |
| H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、榎枝岐村、只見町 | |
| H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村 | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | |
| H23.3.21～H27.2.18解除：棚倉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | |
| H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。) | |
| 原木シイタケ(露地) | H23.4.13～： 飯館村 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.6～： 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) |
| | H23.9.15～： いわき市、棚倉町 |
| | H23.9.20～： 南相馬市 |
| 水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。) | H23.4.20～H24.6.22解除： 全域 |
| 肉 イノシシの肉 | H24.3.29～： 新田川(支流を含む。) |
| | H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、棚倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

※ [] の箇所は摂取制限の対象